

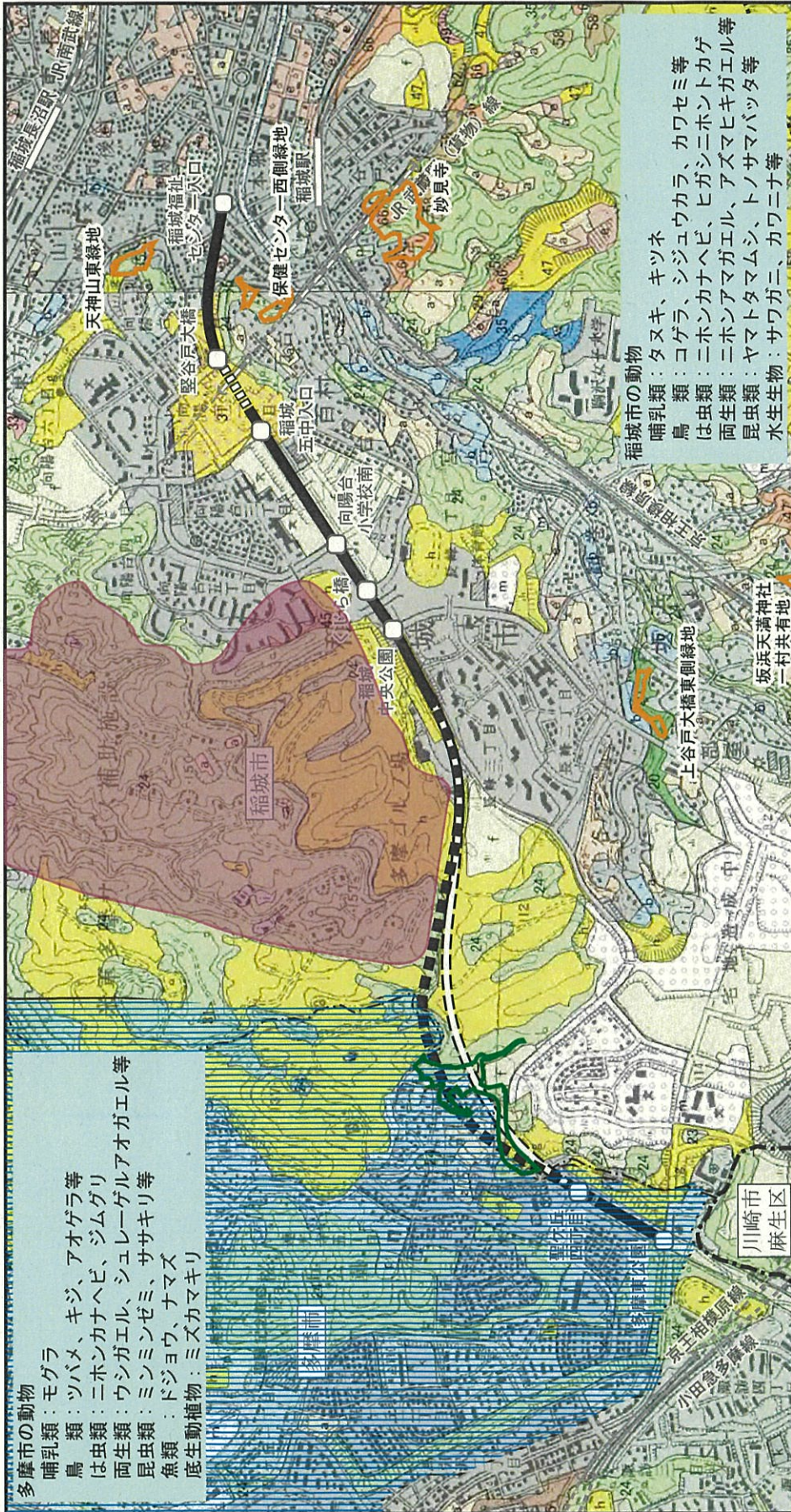
(2) 動物

計画道路及びその周辺の動物の状況は図 8.2-20(2)に示すとおりです。

計画道路及びその周辺には、市街地の中に公園等の緑地が点在し、多摩弾薬庫跡の樹林、耕作地及びゴルフ場等の草地のまとまりが見られます(「自然環境調査 Web-GIS」(平成 30 年 12 月閲覧 環境省生物多様性センターホームページ))。このほか、計画道路及びその周辺には「都立多摩丘陵自然公園」の普通地域があり、多摩市域において計画道路の一部が通過します(「東京都の自然公園」(平成 30 年 12 月閲覧 東京都環境局ホームページ))。

計画道路が通過する多摩市域では、哺乳類のモグラ、鳥類のツバメ、は虫類のニホンカナヘビ、昆虫類のササキリ等、魚類のドジョウ、底生動物等のミズカマキリが確認されています(「多摩市動植物調査」(平成 15 年 6 月～平成 16 年 3 月 多摩市)及び「多摩市生物多様性ガイドライン」(平成 29 年 8 月 多摩市))。稲城市域では、哺乳類のタヌキ、鳥類のコゲラ、両生類のニホンアマガエル、昆虫類のトノサマバッタ、水生生物のサワガニ等が確認されています(「生物多様性いなぎ戦略」(平成 27 年 3 月 稲城市))。

計画道路が通過する多摩市と稲城市の市境付近には、東京都の条例により指定された「連光寺・若葉台里山保全地域」があり、ニホンアマガエル、ヤマアカガエル、シュレーゲルアオガエル等の両生類、ヒメアカネ、ヘイケボタル等の昆虫類、キバサナギガイ、ナタネキバサナギガイ、ミズコハクガイ等の希少な貝類、ホトケドジョウ等の魚類が生息しています(「保全地域の指定状況」(平成 30 年 12 月閲覧 東京都環境局ホームページ))。稲城市には、市の条例により指定された「自然環境保全地域」が計画道路周辺に 5 箇所あり、良好な自然状態や景観の保全、動植物の生息(育)地や繁殖の保護などを図る場所となっています(「稲城市自然環境保全地域」(平成 30 年 12 月閲覧 稲城市ホームページ))。



多摩市の動物
 哺乳類：モグラ
 鳥類：ツバメ、キジ、アオゲラ等
 は虫類：ニホンカナヘビ、ジムグリ
 両生類：ウシガエル、シュレーゲルアオガエル等
 昆虫類：ミンミンゼミ、ササキリ等
 魚類：ドジョウ、ウナギ、ナマズ
 底生動物植物：ミズカマキリ

稲城市の動物
 哺乳類：タヌキ、キツネ
 鳥類：コゲラ、シジュウカラ、カワセミ等
 は虫類：ニホンカナヘビ、ヒガシニホトカゲ
 両生類：ニホンアマガエル、アズマヒキガエル等
 昆虫類：ヤマトタマムシ、トノサマハバタ等
 水生生物：サワガニ、カワニナ等

凡例

- 計画道路 (平面構造)
- 計画道路 (トンネル構造) (A案 既定都市計画案)
- 計画道路 (トンネル構造) (B案 南側変更案)
- 計画道路 (橋梁構造)
- 都県界
- 交差点
- 鉄道

- 運光寺・若葉台
- 里山保全地域
- 稲城市指定
- 自然環境保全地域
- 都立多摩丘陵自然公園
- 特定植物群落
- (多摩弾薬庫跡の樹林)

資料：「自然環境調査 Web-GIS」(平成30年12月閲覧 環境省生物多様性センターホームページ)
 「保全地域の指定状況」(平成30年12月閲覧 東京都環境局ホームページ)
 「多摩市動物植物調査」(平成15年6月～平成16年3月 多摩市)
 「多摩市生物多様性ガイドライン」(平成29年8月 多摩市)
 「生物多様性いなぎ戦略」(平成27年3月 稲城市)

注) 植生図の凡例は図8.2-20(1)の通りです

図 8.2-20(2) 動物の状況



1:20,000

8.2.10 日影

計画道路及びその周辺における土地利用及び既存建物の状況は、図 8.1-4（85 ページ参照）及び図 8.1-5（86 ページ参照）に示すとおりです。

計画道路周辺は主として2階～3階の低層建物の続く地区となっており、一部に稲城市長峰3丁目付近の集合住宅(11階以上15階以下)、向陽台地区の集合住宅(4階以上7階以下、8階以上10階以下)等の中高層建築物が存在しています。

計画道路周辺の建築物の日影規制については、東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例より、表 8.2-21 に示すとおり指定されており、都市計画法に基づき指定された用途地域、容積率及び高度地区の区分等に応じ、日影規制時間が定められています。

表 8.2-21 東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例に基づく日影規制等

対象区域			規制値	規制される日影時間		測定面
地域	容積率	高度地区		5m ライン	10m ライン	
第一種低層住居専用地域	60%	第一種高度地区	(一)	3時間以上	2時間以上	1.5m
	80%		(二)	4時間以上	2.5時間以上	
	100%					
第一種中高層住居専用地域	100%	第一種高度地区	(一)	3時間以上	2時間以上	4.0m
	200%	第二種高度地区	(一)			
第二種中高層住居専用地域	150%	第二種高度地区	(一)	3時間以上	2時間以上	
第一種住居地域	200%	第二種高度地区	(一)	4時間以上	2.5時間以上	
第二種住居地域	200%	第二種高度地区	(一)	4時間以上	2.5時間以上	
準住居地域	200%	第二種高度地区	(一)	4時間以上	2.5時間以上	
近隣商業地域	200%	第二種高度地区	(一)	4時間以上	2.5時間以上	

注) 高度地区の欄中「第一種高度地区」、「第二種高度地区」には、それぞれ当該各高度地区に係る北側の前面道路又は隣地との関係についての建築物の各部分の高さの最高限度と併せて建築物の絶対高さ制限が定められた高度地区を含む。

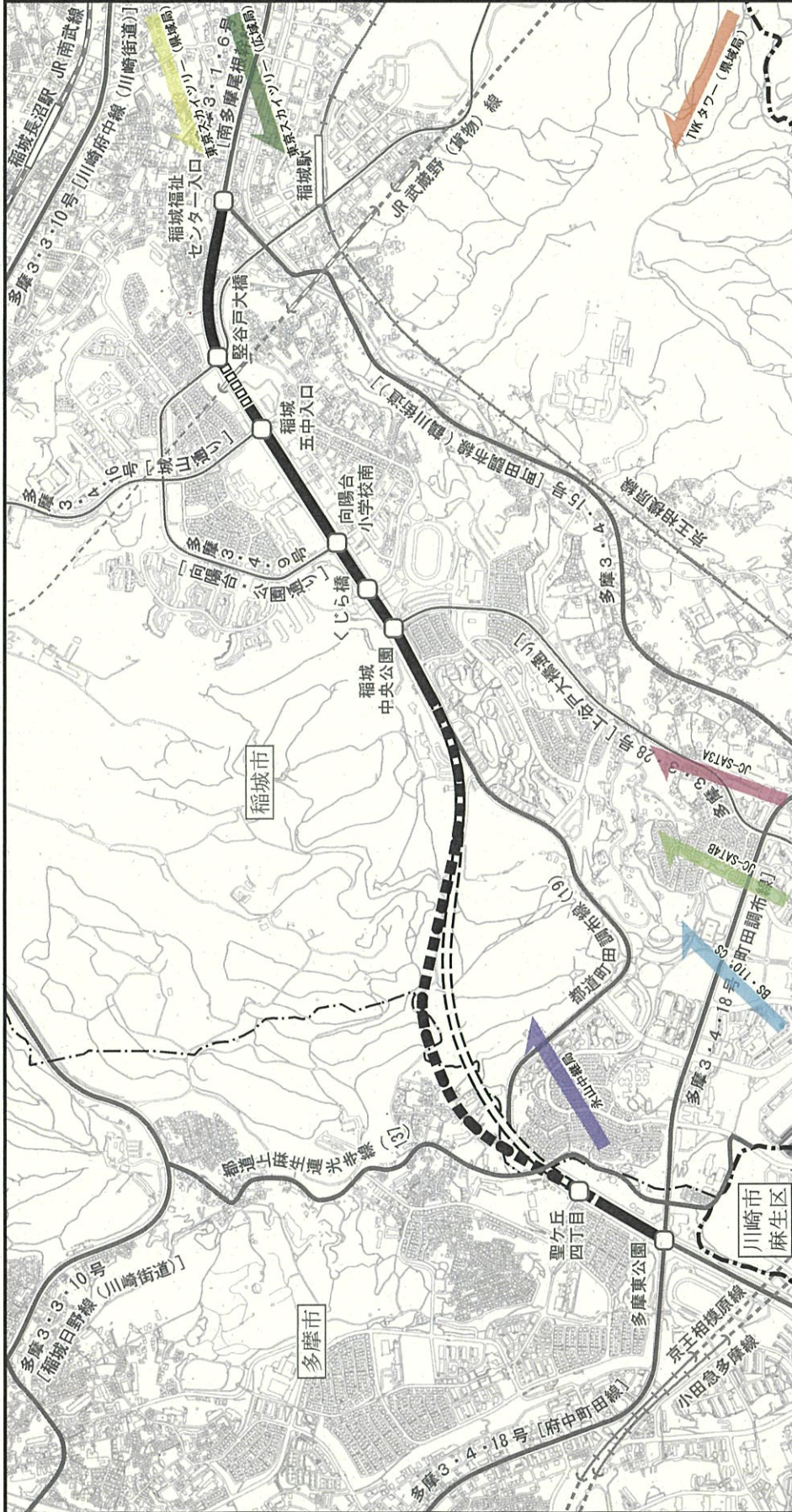
資料：「多摩市都市計画図」（平成 27 年 3 月 多摩市）

「稲城市都市計画図」（平成 28 年 3 月 稲城市）

8.2.11 電波障害

計画道路及びその周辺におけるテレビ受信状況は、図 8.2-21 に示すとおりです。

計画道路及びその周辺の地上デジタル放送として、東方向の東京スカイツリー送信所から UHF 8 局、南東方向の TVK タワー送信所から UHF 1 局の電波が到来しています。また、衛星放送は、放送衛星 (BS) 及び通信衛星 (CS) の電波が到来しています。その他、計画道路及びその周辺の一部は、永山中継局の放送区域に含まれています。



凡例

- 計画道路 (平面構造)
- 計画道路 (トンネル構造 (A案 既定都市計画案))
- 計画道路 (トンネル構造 (B案 南側変更案))
- 計画道路 (橋梁構造)
- 都県界
- 市界
- 道路 (主要地方道・一般都道)
- 道路 (計画道路と交差する主な市道)

○ 交差点

—— 鉄道

△ 電波の到来方向

< 地上デジタル >

- 東京スカイツリー (県域局)
- 東京スカイツリー (広域局)
- 東京スカイツリー (永山中継局)
- TVKタワー (県域局)
- BS・110° CS
- JCSAT-4B
- JCSAT-3A

< 衛星放送 >

1:20,000

0 0.5 1km

図 8.2-21 テレビ受信状況

8.2.12 風環境

風環境について考慮すべき土地利用及び既存建築物は、図 8.1-4(85 ページ参照)及び図 8.1-5(86 ページ参照)に示すとおりです。

計画道路の標準区間沿道には、集合住宅、独立住宅、ゴルフ場等の公園、運動場等、教育文化施設が立地し、一部に独立住宅、専用商業施設、事務所建築物が立地するほか、未利用地となっています。

計画道路周辺は主として2階～3階の低層建物の続く地区となっており、一部に稲城市長峰三丁目付近の集合住宅(11階以上15階以下)、向陽台地区の集合住宅(4階以上7階以下、8階以上10階以下)等の中高層建築物が存在しています。